

# 平成29年度 八潮市国民健康保険税のお知らせ

## 1. 国保税は国保を支える大切な財源です

国民健康保険税（国保税）は、病気やケガなどに備えて被保険者（加入者）がお金（国保税）を出し合っ、医療費などにあてる「**助け合いの医療保険制度**」を支える大切な財源です。

## 2. 国保税の納税義務者は「世帯主」です

国民健康保険税（国保税）の納税義務者は、「**世帯主**」（注1）となります。

**注1**：世帯主が、国保の被保険者でない場合も、家族が国保に加入していれば、「**擬制（ぎせい）世帯主**」として課税されます。ただし、**擬制世帯主の所得や固定資産税額は国保税の課税対象とはなりません。**

## 3. 国保税は次のように計算されます

①から④までの合計です



国保税は、国保加入者の所得や固定資産、人数等に応じて世帯単位で決まります。

なお、税額の算定基礎等は、納税通知書に記載していますのでお確かめください。

区分	説明	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分
課税対象年齢		0歳～74歳	0歳～74歳	40歳～64歳
① 所得割額	A（課税所得金額）	$A \times 6.6\%$	$A \times 2.6\%$	$A \times 1.4\%$
② 資産割額	B（固定資産税額）	$B \times 20.0\%$		
③ 均等割額	被保険者1人あたり	14,000円	11,000円	10,000円
	6割軽減適用後の額(注2)	(5,600円)	(4,400円)	(4,000円)
	4割軽減適用後の額(注2)	(8,400円)	(6,600円)	(6,000円)
④ 平等割額	1世帯あたり	23,000円		
	6割軽減適用後の額(注2)	(9,200円)		
	4割軽減適用後の額(注2)	(13,800円)		
合計(①～④)	右記の課税限度額あり	510,000円	140,000円	120,000円

A：平成28年中の総所得金額等から基礎控除（33万円）を差引いた額

B：平成29年度の土地・家屋にかかる固定資産税額

### 注2：6割・4割軽減措置について

次の一定所得以下の世帯については、均等割額と平等割額が軽減（6割又は4割）されます。

軽減割合	対象となる世帯の所得金額（※）
6割	33万円以下
4割	33万円 + (27万円 × 被保険者数) 以下

※ 世帯主と世帯内の被保険者の合計所得金額

所得がなくても、申告していただかないと基準に該当するかどうか判断できません。

軽減を受けるためには、所得が無くても（少なくとも）**所得申告が必要**です。

## 4. 納税通知書について

同封した「納税通知書」に、納付していただく税額等が記載されていますのでご確認ください。

**「平成29年1月1日以降に転入された方」と「平成28年中の所得が確認できない方」**



市では、現時点で所得を把握できていないため、「所得割額」は課税されていません。  
収入等が確認でき次第、**更正通知書（税額が変更された納税通知書）を送付**しますので、それまでは、同封の納付書で納めてください。

## 5. 年度途中での国保加入・脱退の場合の取扱い

国民健康保険の資格が発生した月から、脱退した月の前月までの国保税が課税されます。

社会保険の加入等により、**年度の途中で国民健康保険の資格に異動（加入・脱退）が生じた場合の国保税額は「月割」となります。**

なお、**加入の届出が遅れた場合も、国保の資格が発生した月にさかのぼり、国保税を納めていただきます。**また、所得税等の申告が遅れた場合も、途中で税額が変更になる場合があります。

異動内容	通知方法
① 世帯全員が国保に加入した場合	届出月の翌月に納税通知書を送付します。
② 世帯の一部が国保に加入・脱退した場合 又は転居等により世帯に異動が生じた場合	届出月までは、そのまま納付してください。 届出月の翌月に <b>更正通知書（税額が変更された納税通知書）</b> を送付します。
③ 世帯全員が国保を脱退した場合	

## 6. 国保税の納付方法

**(1) 特別徴収（年金からの引き落とし：4・6・8・10・12・2月の6回）**

次の全てに該当する方は、自動的に年金からの引き落としが開始されます。

- ① 世帯主が国保に加入していること。
- ② 世帯内の国保加入者全員が、65歳から74歳であること。
- ③ 引き落としの対象となる年金（※）が18万円以上あり、介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。

※ 特別徴収に該当する方で、口座振替による納付を希望される場合は、特別徴収を停止する手続きが必要となります。詳しくは、担当あてお問い合わせください。

**(2) 普通徴収（納付書又は口座振替：6月から翌年3月までの10回）**

特別徴収に該当しない方が、国民健康保険税を納付書又は口座振替により納付される方法です。

〔普通徴収の納期・納期限〕

納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限	6月30日	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月28日	3月26日

問い合わせ

八潮市国保年金課 保険賦課係  
048-996-2111(代) 内線833・834・835